

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

### 一般事業主行動計画書

当社は、両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

#### 1 計画期間

2023年4月1日～2028年3月31日までの5年間

#### 2 内容

**目標1：1歳未満の子どもを養育する社員の育児休業取得率を男女ともに25%以上とする。**

<対策> 2023年4月～

- 該当する社員に個別に育児休業制度の説明をして理解を深めてもらい、取得できるように促す

**目標2：有給休暇取得率を60%以上とする。**

<対策> 2023年4月～

- 取得状況を毎月確認し、管理監督者に共有する
- 管理監督者からの積極的な働きかけを行うことで、社内の休暇取得に対する意識を向上させる
- 5日以上の連続休暇取得を推進する

**目標3：所定外労働時間の削減を推進する。**

<対策> 2023年4月～

- ノー残業デーを毎月設定し、これを周知徹底することで、所定外労働削減に対する意識啓発を推進する

**【女性の活躍の現状に関する情報公表】** <令和5年度>

**1歳未満の子どもを養育する社員の育児休業取得率**

(正社員) 男性 50%

(正社員) 女性 100%

※契約社員・臨時社員は対象者なし

**有給休暇取得率**

(正社員) 66.2%

(契約社員) 31.8%

(臨時社員) 65.6%